仕　様　書

１　件名

令和９年度国民健康保険税納税通知書印刷製本及び封入封緘業務

２　履行場所

大野城市役所

３　業務内容

令和９年度国民健康保険税納税通知書一式の帳票作成、課税データの印字、封筒への封入封緘を第１回目（令和９年５月）、第２回目（令和９年６月）の２回に分けて行う業務

４　履行期間

契約日の翌日から令和９年８月２日（月）まで

※なお、委託期間中の作業期間については、別途協議するものとする。

（発注者から受託者への課税データの提供は、第１回目は令和９年５月 28 日（金）、第２回目は令和９年６月 29 日（火）を予定しており、封入封緘物の納品期限は、第１回目は令和９年６月４日（金）の午前 10 時まで、第２回目は令和９年７月６日（火）の午前 10 時までとする。）

５　予定数量

「３　業務内容」に係る数量については、以下のとおりとする。

第１回

内容・規格等	数　量	備　考
「国民健康保険税　納税通知書（一般用）」作成 ※印刷テスト用 800 セット（うち 400 セットは受託者テスト用）を含む	7,200 セット	別記１参照
「国民健康保険税　納税通知書（口座振替・特別徴収用）」作成 ※印刷テスト用 800 セット（うち 400 セットは受託者テスト用）を含む	5,800 セット	別記２参照
中綴じ冊子（Ａ４・８ページ）	11,200 部	別記３参照
封筒作成（水のり）	11,000 部	別記４参照
封筒作成（アドヘア）	200 部	別記４参照
印刷製本及び封入封緘業務	11,000 件	別記５、６参照

※なお、封入封緘業務の件数については、予定であって、引渡日時までの間に多少の増減がある。

第２回

内容・規格等	数　量	備　考
「国民健康保険税　納税通知書（一般用）」作成	800 セット	別記１参照
「国民健康保険税　納税通知書（口座振替・特別徴収用）」作成	200 セット	別記２参照
封筒作成（水のり）	1,000 部	別記４参照
印刷製本及び封入業務	1,000 件	別記５、７参照

※なお、封入業務の件数については、予定であって、引渡日時までの間に多少の増減がある。

６　支払について

（１）受託者は、業務完了後に必要書類を提出し、発注者の行う検査に合格したときは契約金額の支払を請求することができる。

（２） 発注者は、適正な請求を受けた日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

７　個人情報の保護

本業務は、市民の重要な個人情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第１号）に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない

（１）受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークを取得しており、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。

（２）受託者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報に係る損害を与えた場合は、受託者がその賠償をしなければならない。

（３）前２号に定めるほか、個人情報及び特定個人情報取扱特記事項を別記により定める。

８　納品

（１）印刷テスト用として、納税通知書（一般用）を 200 セット、納税通知書（口座振替・特別徴収用）を 200 セット令和９年３月５日(金)までに納品し、残りを令和９年４月末頃（具体的な納品期日は別途協議）に納品すること。

（２）中綴じ冊子及び納税通知書封筒（アドヘア）を 200 部、「国民健康保険税　納税通知書（一般用）」及び「国民健康保険税　納税通知書（口座振替・特別徴収用）」を各 100 セットずつ、令和９年５月 28 日(金)までに納品すること。

（３）封入後の納税通知書等のサンプルを、別記５に記載の区分ごとに１つずつ提出すること。なお、サンプルとして提出する納税通知書は印字されていないものを使用すること。

（４）封入封緘後は速やかに納品し、納品書には別記５に記載の区分ごとに納品数を明記すること。

（５）納品が適正に行われたかどうか納品時に、別記５に記載の区分ごとに封入されているか、区分ごとの納品数と完納品数に間違いがないか、検査員立会いのもと検査を行う。

９　その他

（１） 不測の事態が生じた場合は、速やかに連絡すること。

（２） この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定するものとする。

別記１

国民健康保険税　納税通知書（一般用）仕様書

<table>
<tr><td>数量</td><td colspan="4">第１回分 7,200 セット、第２回分 800 セット</td></tr>
<tr><td>規格（１件）</td><td colspan="4">縦 36 インチ×横 18 インチ　※別添見本のとおり</td></tr>
<tr><td>再生紙使用</td><td colspan="4">再生紙は使用しない</td></tr>
<tr><td>紙質</td><td colspan="4">OCR 紙　72 kg</td></tr>
<tr><td rowspan="2">刷色数等</td><td colspan="2">表　　２色</td><td colspan="2" rowspan="2">刷色：別添見本のとおり
（印字内容は異なる）</td></tr>
<tr><td colspan="2">うら　１色</td></tr>
<tr><td>スプロケット</td><td>右</td><td>別添見本のとおり</td><td>左</td><td>別添見本のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ミシン</td><td>縦</td><td colspan="3">別添見本のとおり</td></tr>
<tr><td>横</td><td colspan="3">別添見本のとおり</td></tr>
<tr><td>コーナーカット</td><td colspan="4">別添見本のとおり</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">・印字の詳細については、契約締結後に別途協議する。
・紙折り返しの指定あり（下記写真参照）
・ストックフォーム用の箱で納品すること
・テスト印字による印字位置調整あり
※原稿から直接写真をとるのは、特別指示がない限り不可
★校正は、第１回分については必ず２回以上行うこと。また、印刷テスト後に必要があれば校正を行うこと。
  </td></tr>
</table>

別記２

国民健康保険税　納税通知書（口座振替・特別徴収用）仕様書

<table>
<tr><td>数量</td><td colspan="4">第１回分 5,800 セット、第２回分 200 セット</td></tr>
<tr><td>規格（１件）</td><td colspan="4">縦 18 インチ×横 18 インチ　※別添見本のとおり</td></tr>
<tr><td>再生紙使用</td><td colspan="4">再生紙は使用しない</td></tr>
<tr><td>紙質</td><td colspan="4">OCR 紙　72 kg</td></tr>
<tr><td>刷色数等</td><td colspan="2">表　　２色
うら　１色</td><td colspan="2">刷色：別添見本のとおり
（印字内容は異なる）</td></tr>
<tr><td>スプロケット</td><td>右</td><td>別添見本のとおり</td><td>左</td><td>別添見本のとおり</td></tr>
<tr><td>ミシン</td><td>縦</td><td colspan="3">別添見本のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>横</td><td colspan="3">別添見本のとおり</td></tr>
<tr><td>コーナーカット</td><td colspan="4">別添見本のとおり</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">・印字の詳細については、契約締結後に別途協議する。
・紙折り返しの指定あり（下記写真参照）
・ストックフォーム用の箱で納品すること
・テスト印字による印字位置調整あり
※原稿から直接写真をとるのは、特別指示がない限り不可
★校正は、第１回分については必ず２回以上行うこと。また、印刷テスト後に必要があれば校正を行うこと。
  </td></tr>
</table>

別記３

中綴じ冊子　仕様書

数量	各 11,200 部
サイズ	Ａ４
ページ数	８ページ
紙質	上質紙　55kg
紙色	白
刷色	フルカラー
その他	・原稿は４月以降に提供。詳細は契約締結後に別途協議する。 ・表紙共紙、縦本、左綴じ ・表題がオモテになるように三つ折とすること。 ★校正は、第１回分については必ず２回以上行うこと。

別記４

納税通知書封筒　仕様書

数量	第１回分 11,200 部、第２回分 1,000 部	
規格（１件）	別添見本のとおり	
再生紙使用	再生紙使用	
刷色数等	表　　１色	刷色：別添見本のとおり
	うら　１色	刷色：別添見本のとおり
のりづけ	上	・水のり（第１回分 11,000 部、第２回分 1,000 部） ・アドヘア（第１回分 200 部）
その他	・グラシン窓 ・折り目付き（ふた部分） ・地紋入り ★校正は、第１回分については必ず２回以上行うこと。	

別記５

印刷製本業務　仕様書

納税通知書の印刷製本及び封入封緘は、「一般」「口座振替」「特別徴収」の３区分があり、件数は第１回分一般 6,400 件、口座振替 3,600 件、特別徴収 1,000 件、第２回分一般 800 件、口座振替 190 件、特別徴収 10 件となる。

（１） 印刷データ

PDF 形式で、複数ファイルのデータを渡す予定。データファイルの内容の詳細については、発注者と協議を行うものとする。なお、第１回分については別記６(２)の該当データは、他ファイルと区別できるようにして渡す。

（２） 印刷

「一般」のデータは別記１の帳票を使用し、「口座振替」及び「特別徴収」のデータは別記２の帳票を使用し、別紙帳票レイアウトをもとに印字すること。印字内容の詳細については、発注者と協議を行うものとする。

（３） 製本

納税通知書の１セット分寸法は、ページ番号順に縦 4.5 インチ、横 8.5 インチとし、左側綴じ代を糊止めもしくはホッチキス止めにより製本化する。種別ごとの条件は以下のとおり。

① 一般

納付書部分は、製本化しないこと。

② 特別徴収

納税通知書７～８ページ（後ろから２ページ分）は切り取ることとし、６ページを１冊として製本化すること。切り取ったページは別記６（３）のとおり取りまとめて納品すること。

別記６

第１回分封入封緘業務　仕様書

（１） 製本後、納税通知書の後ろに、表-1 の記載順になるように同封し封入する。

表-1

区分	一般
封入物	① 納税通知書（６ページ） ② 納付書（製本化しない） ③ 口座振替依頼書 ④ 中綴じ冊子 ⑤ チラシ
	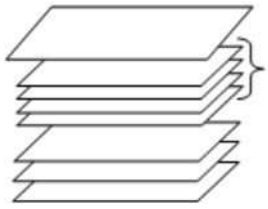 ① 納税通知書 ② 納付書（製本化しない） ③ 口座振替依頼書 ④ 中綴じ冊子 ⑤ チラシ

区分	口座振替	特別徴収
封入物	① 納税通知書（８ページ） ② 中綴じ冊子 ③ チラシ	① 納税通知書（６ページ） ② 中綴じ冊子 ③ チラシ
	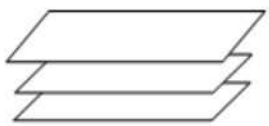 ① 納税通知書（８ページまたは６ページ） ② 中綴じ冊子 ③ チラシ	

※口座振替依頼書は、横 205mm　縦 115mmのものとする。

※チラシ（Ａ４サイズ折り無し）は必要数量分を受託者へ渡すものとする。表題がオモテになるように三つ折りとすること。

（２） 指定する納税通知書(600 件程度)は中綴じ冊子等を同封したうえで封緘せずに納品すること。

（３） 製本の過程において、破損等を理由に封入封緘の対象にならなかった納税通知書については、破棄することなく、納品時と同時に取りまとめて納品するものとする。
（４） 製本及び封入作業の順序は、電算出力した納税通知書にある番号順のとおりとし、（１）の表-1 の区分ごとに該当する納税通知書及びチラシ等を封入する。その後箱詰めし、内容を箱へ明記するものとする。
（５） 箱詰めするダンボール箱のサイズは、長さ 700×幅 500×深さ 120mm とする。

別記７

第２回分封入業務　仕様書

（１） 製本後、納税通知書の後ろに、表-1 の記載順になるように同封し封入する。

表-1

区分	一般
封入物	① 納税通知書（６ページ） ② 納付書（製本化しない）
	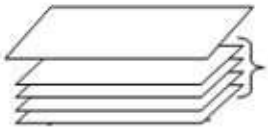 ① 納税通知書 ② 納付書(製本化しない)

区分	口座振替	特別徴収
封入物	① 納税通知書（８ページ）	① 納税通知書（６ページ）

（２） 製本の過程において、破損等を理由に封入の対象にならなかった納税通知書については、破棄することなく、納品時と同時に取りまとめて納品するものとする。
（３） 製本及び封入作業の順序は、電算出力した納税通知書にある番号順のとおりとし、（１）の表-1 の区分ごとに該当する納税通知書等を封入する。その後箱詰めし、内容を箱へ明記するものとする。
（４） 箱詰めするダンボール箱のサイズは、長さ 700×幅 500×深さ 120mm とする。

以　上

スケジュール（案）

国民健康保険税納税通知書印刷製本及び封入封緘業務

2027年

2月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
納税通知書および封筒校正																											

3月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
・印刷テスト用納税通知書納品																									冊子・封筒校正					

4月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
											納通校正完了																		・印刷テスト用納税通知書納品（残り）冊子・封筒校正完了

5月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
																										国保本算定	・第１回分データ業者渡し（午前１０時）・納税通知書・冊子・封筒一部納品			

6月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
			・第１回分封入封緘物納品（午前１０時）																									・第２回分データ業者渡し（午前１０時）	

7月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					・第２回分封入封緘物納品（午前１０時）																										

8月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	履行終了日																													

（20250401）

別記

個人情報及び特定個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（定義）

第２条　この契約で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）で使用する用語の例による。

（従事者の範囲の指定）

第３条　受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務に従事する者（以下「従事者」という。）の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

２　受託者は、この契約による特定個人情報を取り扱う業務に関して、発注者に対し前項で特定された従事者の名簿を提出しなければならない。

（秘密の保持）

第４条　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第５条　受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（安全確保の措置）

第６条　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

（作業場所等の特定）

第７条　受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

２　特定個人情報の閲覧及び更新は、発注者の指定する場所又は受託者が管理する静脈認証等の機能を有した高セキュリティ区域内で行うものとする。

（持出しの禁止）

第８条　受託者は、この契約による業務を処理するために必要があるときを除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

（利用及び提供の制限）
第９条　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

（複写又は複製の禁止）
第 10 条　受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

（再委託の禁止）
第 11 条　受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、受託者からの事前の書面による申請により、発注者の承諾があるときはこの限りではない。
２　受託者は、前項ただし書の承諾を得て、この契約による個人情報を取り扱わせる場合には、本特記事項と同等の内容について、当該第三者（以下「再委託先」という。）との間で契約しなければならない。
３　前２項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（媒体等の返却及び消去等）
第 12 条　受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体等は、業務完了後直ちに発注者に返却、消去又は廃棄等をするものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
２　受託者は、この契約による業務に係る個人情報を消去又は廃棄等をするときは、物理的な破壊、溶解等の復元又は判読が不可能な方法によらなければならない。
３　受託者は、この契約による業務に係る個人情報を消去又は廃棄等をしたときは、消去又は廃棄等をした記録を保存するとともに、発注者に対して写真等を付した消去又は廃棄等を証明する書類を交付しなければならない。

（運搬）
第 13 条　受託者は、この契約による業務を処理するため、又は当該業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実かつ適切な方法により運搬しなければならない。

（従事者への監督又は教育研修）
第 14 条　受託者は、従事者に対して、適切な監督を行うとともに、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し、必要な事項を研修するものとする。

（事故報告）
第 15 条　受託者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告しなければならない。
２　前項の場合において、受託者は速やかに原因究明等必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、発注者に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告しなければならない。

（調査）

第16条　発注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに関して、受託者の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

２　受託者は、前項による立ち合い又は調査を求められたときは、応じなければならない。

（指示及び報告）

第17条　発注者は、受託者がこの契約による業務に係る個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

２　受託者は、発注者が要求した場合は、年１回以上、この契約による業務に係る個人情報の管理状況について、書面で報告するものとする。

３　発注者及び受託者は、前項の報告を踏まえ、個人情報の安全管理体制の改善の要否を協議し、改善が必要と判断したときは、双方協議のうえ対応する。

（契約解除及び損害賠償）

第18条　発注者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（法令等の遵守）

第19条　前各条に定めるもののほか、受託者は、個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法、大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第１号）及び大野城市個人情報の安全管理に関する規程（令和５年規程第７号）を遵守しなければならない。

２　受託者は、特定個人情報の取扱いに関して、前項に定めるもののほか、番号利用法及び大野城市特定個人情報の安全管理に関する規程（平成29年規程第４号）を遵守しなければならない。

国民健康保険税　納税通知書　（一般用）　【表面】　1/4

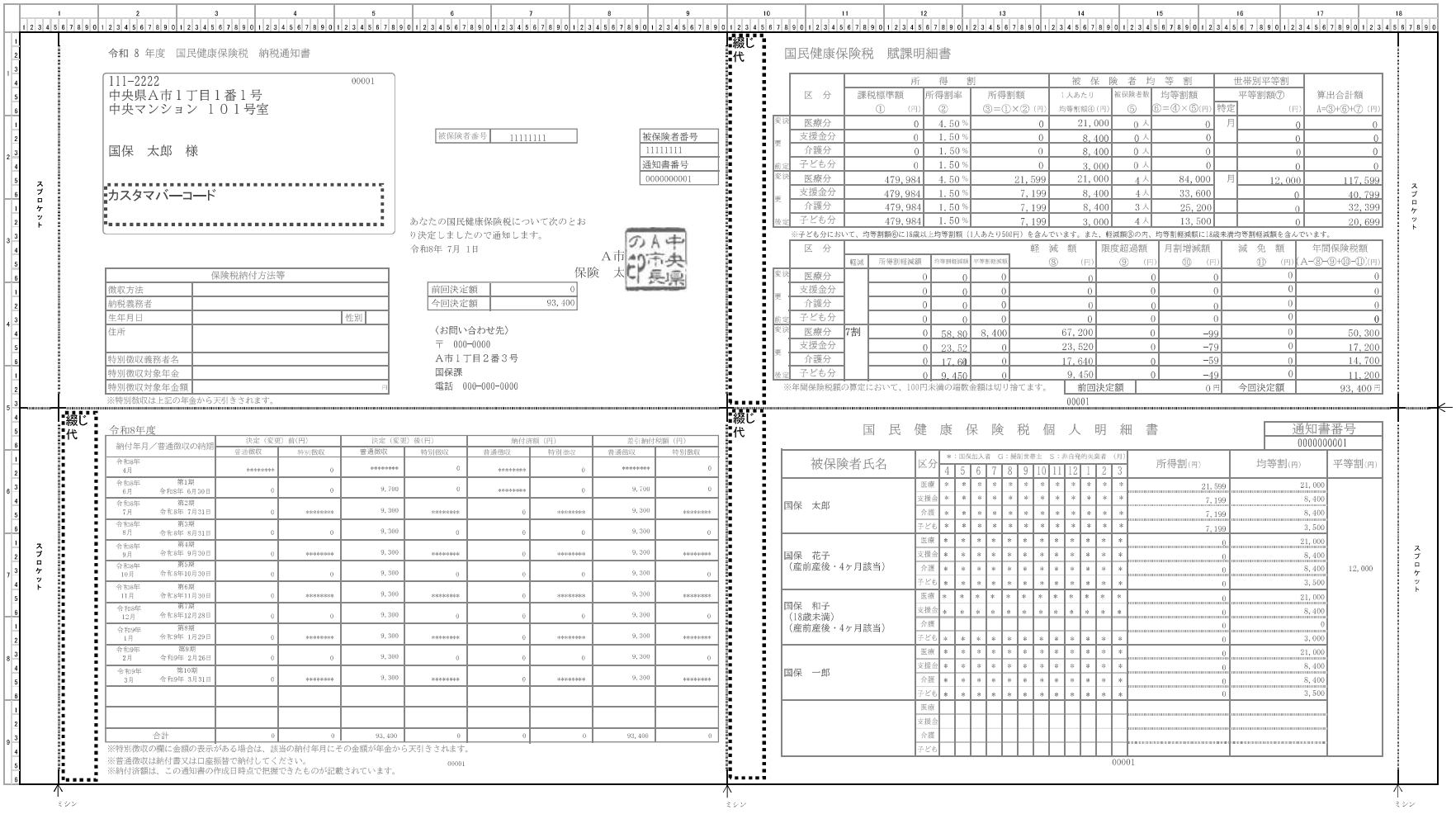

令和 8 年度　国民健康保険税　納税通知書

111-2222
中央県A市１丁目１番１号
中央マンション　１０１号室

00001

国保　太郎　様

カスタマバーコード

被保険者番号　11111111

被保険者番号
11111111
通知書番号
0000000001

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定しましたので通知します。
令和8年 7月 1日

A市
保険　太郎

前回決定額	0
今回決定額	93,400

〈お問い合わせ先〉
〒　000-0000
A市１丁目２番３号
国保課
電話　000-000-0000

保険税納付方法等		
徴収方法		
納税義務者		
生年月日		性別
住所		
特別徴収義務者名		
特別徴収対象年金		
特別徴収対象年金額		円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

国民健康保険税　賦課明細書

区分		所得割 課税標準額 ①（円）	所得割率 ②（%）	所得割額 ③=①×②（円）	被保険者均等割 1人あたり 均等割額④（円）	被保険者数 ⑤	均等額 ⑥=④×⑤（円）	世帯別平等割 特定	平等割額⑦（円）	算出合計額 A=③+⑥+⑦（円）
変更	医療分	0	4.50	0	21,000	0人	0	月	0	0
更	支援金分	0	1.50	0	8,400	0人	0		0	0
	介護分	0	1.50	0	8,400	0人	0		0	0
前定	子ども分	0	1.50	0	3,000	0人	0		0	0
変決	医療分	479,984	4.50	21,599	21,000	4人	84,000	月	12,000	117,599
更	支援金分	479,984	1.50	7,199	8,400	4人	33,600		0	40,799
	介護分	479,984	1.50	7,199	8,400	3人	25,200		0	32,399
後定	子ども分	479,984	1.50	7,199	3,000	4人	13,500		0	20,699

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり500円）を含んでいます。また、軽減額⑧の内、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

区分		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額	軽減額 ⑧（円）	限度超過額 ⑨（円）	月割増減額 ⑩（円）	減免額 ⑪（円）	年間保険税額 A−⑧−⑨+⑩−⑪（円）
変決	医療分		0	0	0	0	0	0	0	0
更	支援金分		0	0	0	0	0	0	0	0
	介護分		0	0	0	0	0	0	0	0
前定	子ども分		0	0	0	0	0	0	0	0
変決	医療分	7割	0	58.80	8,400	67,200	0	−99	0	50,300
更	支援金分		0	23.52	0	23,520	0	−79	0	17,200
	介護分		0	17.64	0	17,640	0	−59	0	14,700
後定	子ども分		0	9.450	0	9,450	0	−19	0	11,200

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。　前回決定額 0円　今回決定額 93,400円

00001

令和8年度

納付年月／普通徴収の納期		決定（変更）前(円) 普通徴収	決定（変更）前(円) 特別徴収	決定（変更）後(円) 普通徴収	決定（変更）後(円) 特別徴収	納付済額（円） 普通徴収	納付済額（円） 特別徴収	差引納付税額（円） 普通徴収	差引納付税額（円） 特別徴収
令和8年 4月		********	0	********	0	********	0	********	0
令和8年 6月	第1期 令和8年 6月30日	0	0	9,700	0	********	0	9,700	0
令和8年 7月	第2期 令和8年 7月31日	0	********	9,300	********	0	********	9,300	********
令和8年 8月	第3期 令和8年 8月31日	0	0	9,300	0	0	0	9,300	0
令和8年 9月	第4期 令和8年 9月30日	0	********	9,300	********	0	********	9,300	********
令和8年 10月	第5期 令和8年10月30日	0	0	9,300	0	0	0	9,300	0
令和8年 11月	第6期 令和8年11月30日	0	********	9,300	********	0	********	9,300	********
令和8年 12月	第7期 令和8年12月28日	0	0	9,300	0	0	0	9,300	0
令和9年 1月	第8期 令和9年 1月29日	0	********	9,300	********	0	********	9,300	********
令和9年 2月	第9期 令和9年 2月26日	0	0	9,300	0	0	0	9,300	0
令和9年 3月	第10期 令和9年 3月31日	0	********	9,300	********	0	********	9,300	********
合計		0	0	93,400	0	0	0	93,400	0

※特別徴収の欄に金額の表示がある場合は、該当の納付年月にその金額が年金から天引きされます。
※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。
※納付済額は、この通知書の作成日時点で把握できたものが記載されています。

00001

国民健康保険税個人明細書

通知書番号 0000000001

被保険者氏名	区分	＊：国保加入者　G：擬制世帯主　S：非自発的失業者 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
国保　太郎	医療	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	21,599	21,000	12,000
	支援金	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	7,199	8,400	
	介護	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	7,199	8,400	
	子ども	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	7,199	3,500	
国保　花子（産前産後・4ヶ月該当）	医療	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	21,000	
	支援金	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	8,400	
	介護	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	8,400	
	子ども	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	3,500	
国保　和子（18歳未満）（産前産後・4ヶ月該当）	医療	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	21,000	
	支援金	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	8,400	
	介護													0	0	
	子ども	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	3,000	
国保　一郎	医療	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	21,000	
	支援金	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	8,400	
	介護	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	8,400	
	子ども	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	3,500	
	医療															
	支援金															
	介護															
	子ども															

00001

綴じ代　スプロケット　ミシン

4・3/6インチ　4・3/6インチ　9インチ

5/10インチ　8・5/10インチ　8・5/10インチ　5/10インチ　18インチ

※帳票レイアウトや印字レイアウトの詳細については、発注者と別途協議を行うものとする。

国民健康保険税　納税通知書　（一般用）　【表面】　2/4

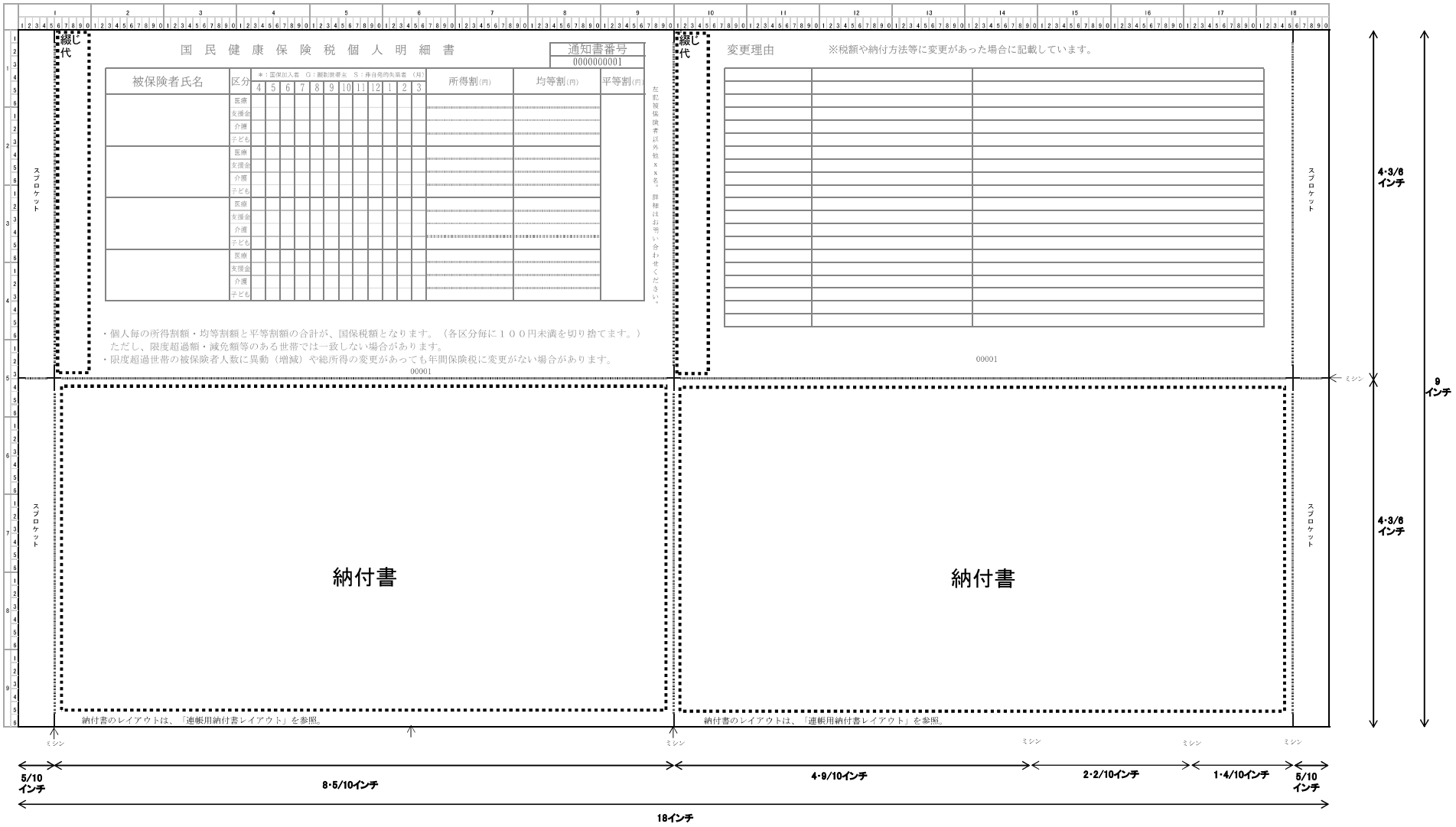

国民健康保険税　納税通知書　（一般用）【表面】　3/4

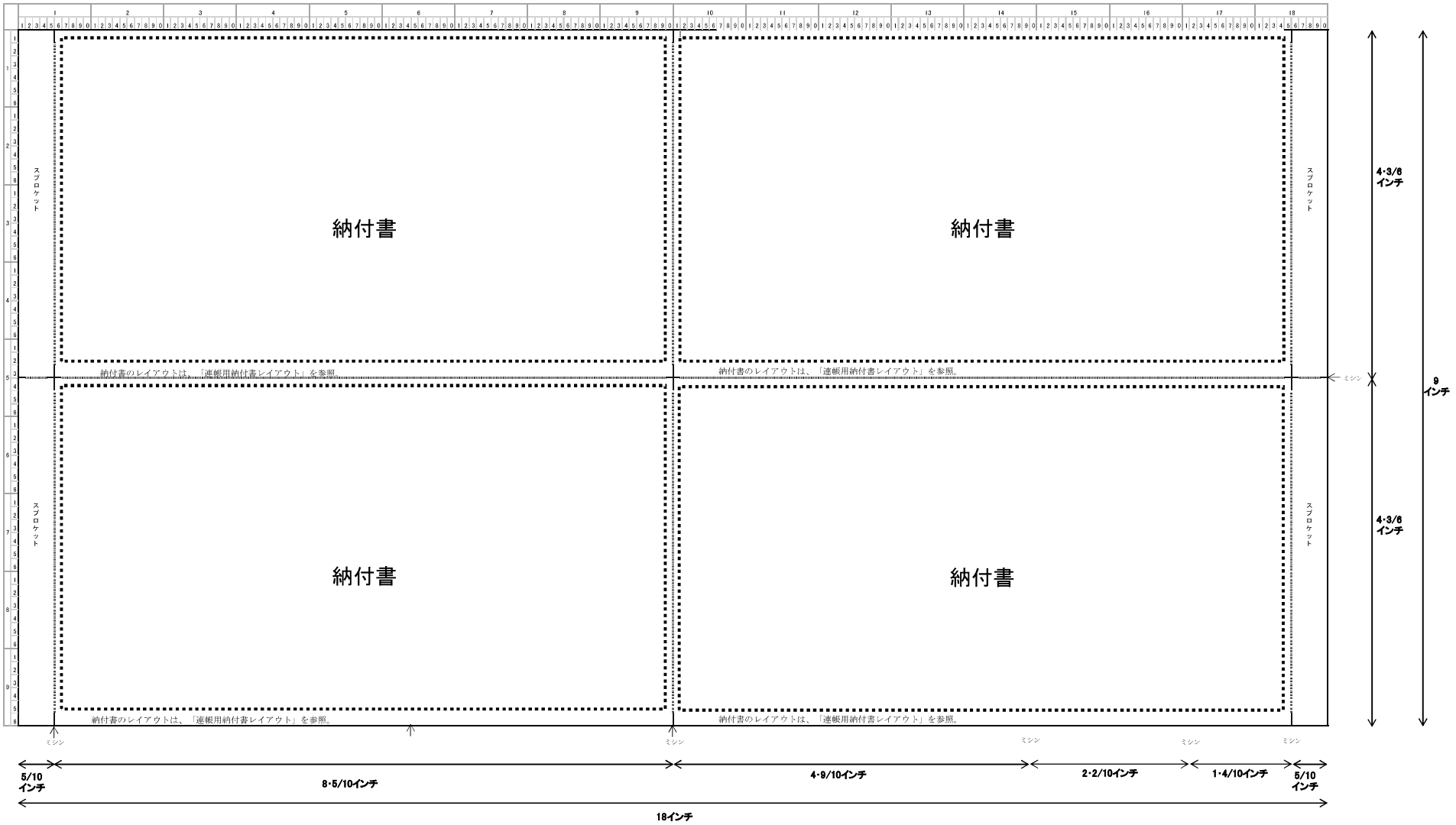

国民健康保険税　納税通知書　（一般用）【表面】　4/4

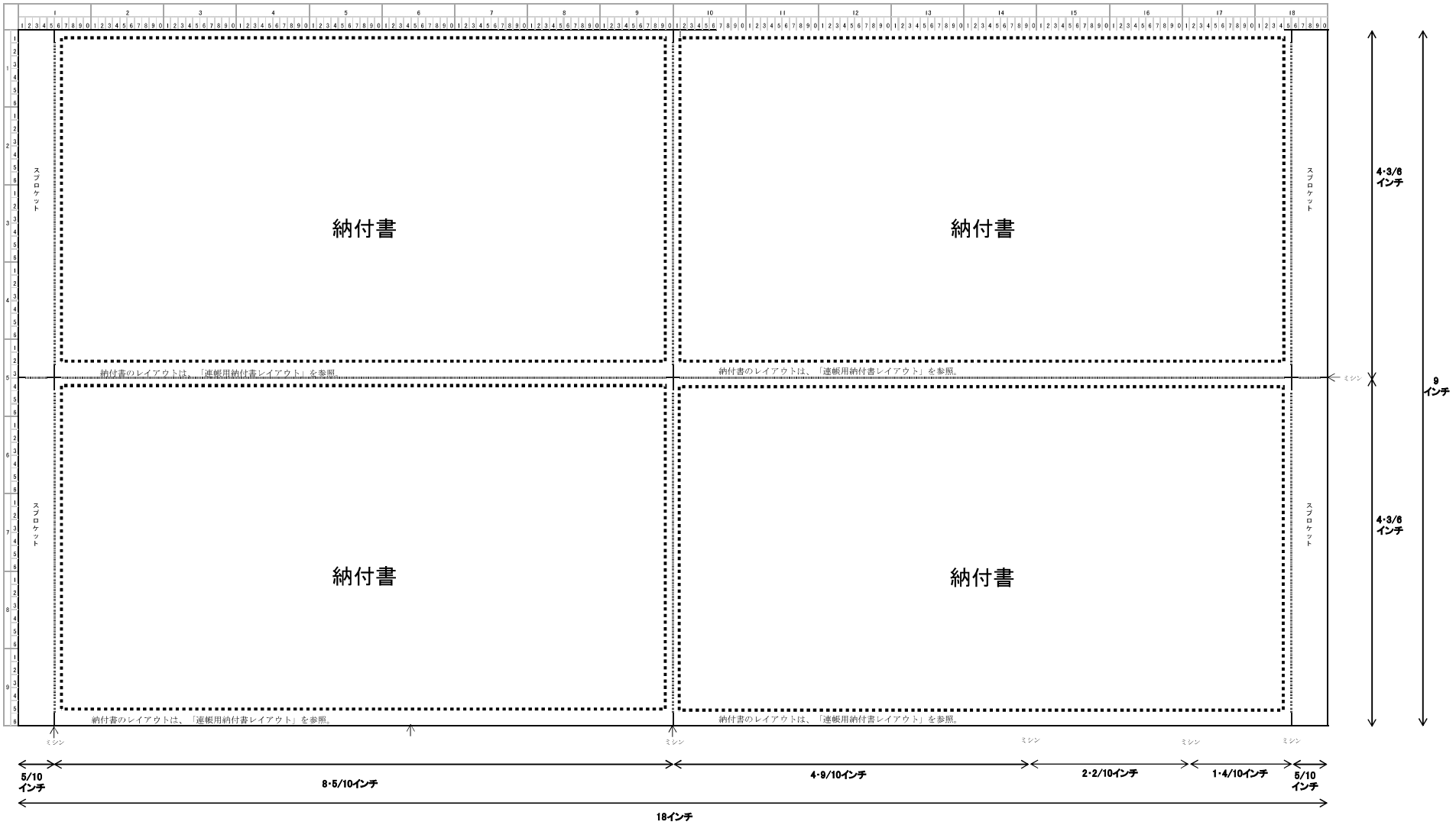

国民健康保険税　納税通知書　（一般用）【裏面】　1/4

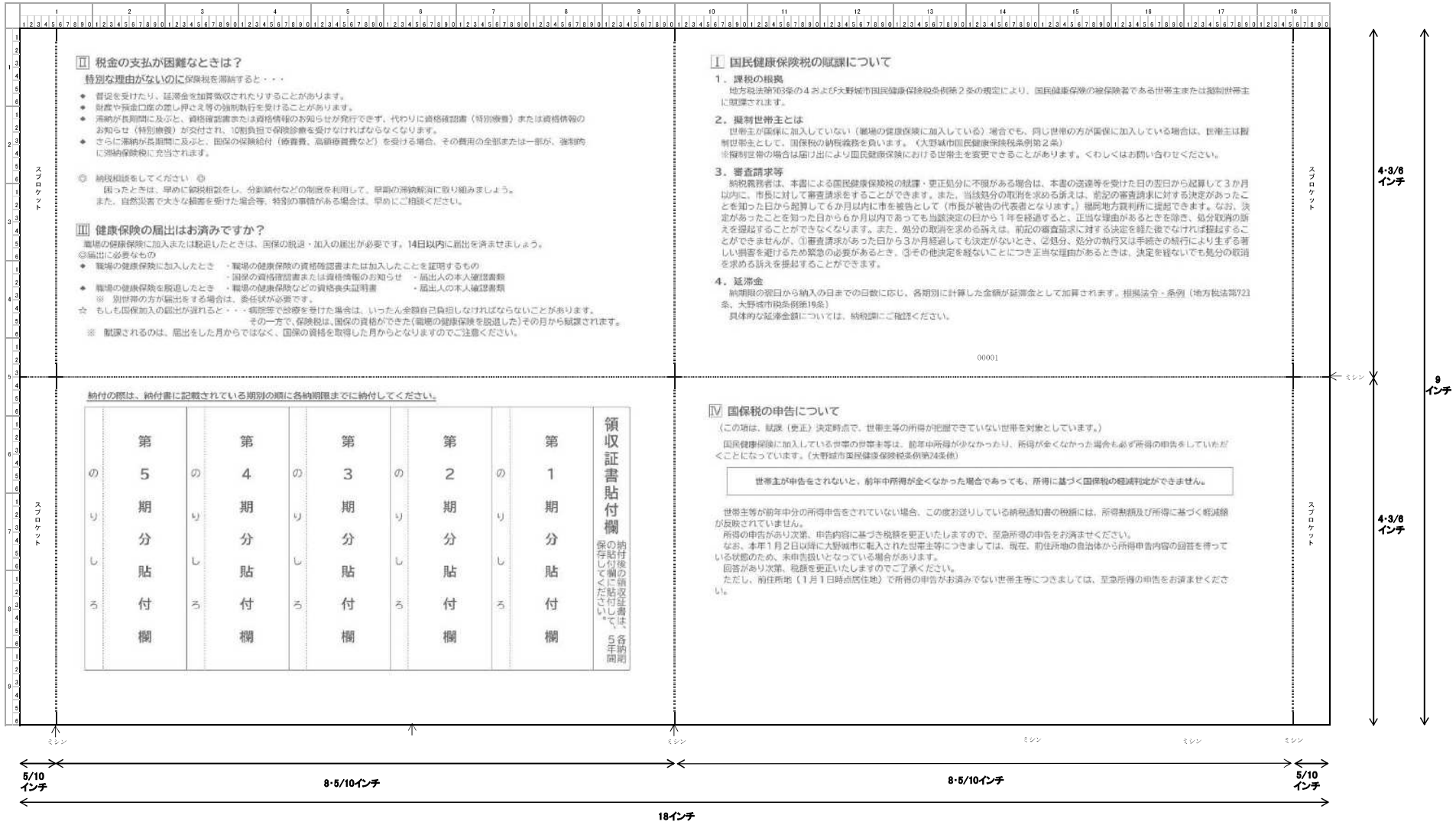

Ⅱ 税金の支払が困難なときは？

特別な理由がないのに保険税を滞納すると・・・

- 督促を受けたり、延滞金を加算徴収されたりすることがあります。
- 財産や預金口座の差し押さえ等の強制執行を受けることがあります。
- 滞納が長期間に及ぶと、資格確認書または資格情報のお知らせが発行できず、代わりに資格確認書（特別療養）または資格情報のお知らせ（特別療養）が交付され、10割負担で保険診療を受けなければならなくなります。
- さらに滞納が長期間に及ぶと、国保の保険給付（療養費、高額療養費など）を受ける場合、その費用の全部または一部が、強制的に滞納保険税に充当されます。

◎　納税相談をしてください　◎

困ったときは、早めに納税相談をし、分割納付などの制度を利用して、早期の滞納解消に取り組みましょう。
また、自然災害で大きな損害を受けた場合等、特別の事情がある場合は、早めにご相談ください。

Ⅲ 健康保険の届出はお済みですか？

職場の健康保険に加入または脱退したときは、国保の脱退・加入の届出が必要です。14日以内に届出を済ませましょう。

◎届出に必要なもの

- 職場の健康保険に加入したとき　・職場の健康保険の資格確認書または加入したことを証明するもの
  ・国保の資格確認書または資格情報のお知らせ　・届出人の本人確認書類
- 職場の健康保険を脱退したとき　・職場の健康保険などの資格喪失証明書　・届出人の本人確認書類

※　別世帯の方が届出をする場合は、委任状が必要です。

☆　もしも国保加入の届出が遅れると・・・病院等で診療を受けた場合は、いったん全額自己負担しなければならないことがあります。
その一方で、保険税は、国保の資格ができた（職場の健康保険を脱退した）その月から賦課されます。

※　賦課されるのは、届出をした月からではなく、国保の資格を取得した月からとなりますのでご注意ください。

Ⅰ 国民健康保険税の賦課について

1．課税の根拠

地方税法第703条の4および大野城市国民健康保険税条例第２条の規定により、国民健康保険の被保険者である世帯主または擬制世帯主に賦課されます。

2．擬制世帯主とは

世帯主が国保に加入していない（職場の健康保険に加入している）場合でも、同じ世帯の方が国保に加入している場合は、世帯主は擬制世帯主として、国保税の納税義務を負います。（大野城市国民健康保険税条例第２条）
※擬制世帯の場合は届け出により国民健康保険における世帯主を変更できることがあります。くわしくはお問い合わせください。

3．審査請求等

納税義務者は、本書による国民健康保険税の賦課・更正処分に不服がある場合は、本書の送達等を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、当該処分の取消を求める訴えは、前記の審査請求に対する決定があったことを知った日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）福岡地方裁判所に提起できます。なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても当該決定の日から１年を経過すると、正当な理由があるときを除き、処分取消の訴えを提起することができなくなります。また、処分の取消を求める訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から３か月経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消を求める訴えを提起することができます。

4．延滞金

納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、各期別に計算した金額が延滞金として加算されます。根拠法令・条例（地方税法第723条、大野城市税条例第19条）
具体的な延滞金額については、納税課にご確認ください。

00001

納付の際は、納付書に記載されている期別の順に各納期限までに納付してください。

のりしろ	第５期分貼付欄	のりしろ	第４期分貼付欄	のりしろ	第３期分貼付欄	のりしろ	第２期分貼付欄	のりしろ	第１期分貼付欄	領収証書貼付欄
										納付後の領収証書は、各納期の貼付欄に貼付して、５年間保存してください。

Ⅳ 国保税の申告について

（この項は、賦課（更正）決定時点で、世帯主等の所得が把握できていない世帯を対象としています。）

国民健康保険に加入している世帯の世帯主等は、前年中所得が少なかったり、所得が全くなかった場合も必ず所得の申告をしていただくことになっています。（大野城市国民健康保険税条例第4条他）

世帯主が申告をされないと、前年中所得が全くなかった場合であっても、所得に基づく国保税の軽減判定ができません。

世帯主等が前年中分の所得申告をされていない場合、この度お送りしている納税通知書の税額には、所得割額及び所得に基づく軽減額が反映されていません。
所得の申告があり次第、申告内容に基づき税額を更正いたしますので、至急所得の申告をお済ませください。
なお、本年１月２日以降に大野城市に転入された世帯主等につきましては、現在、前住所地の自治体から所得申告内容の回答を待っている状態のため、未申告扱いとなっている場合があります。
回答があり次第、税額を更正いたしますのでご了承ください。
ただし、前住所地（１月１日時点居住地）で所得の申告がお済みでない世帯主等につきましては、至急所得の申告をお済ませください。

スプロケット　スプロケット　スプロケット　スプロケット

4・3/6インチ　4・3/6インチ　9インチ

ミシン　ミシン　ミシン　ミシン　ミシン

5/10インチ　8・5/10インチ　8・5/10インチ　5/10インチ

18インチ

国民健康保険税　納税通知書　（一般用）【裏面】　2/4

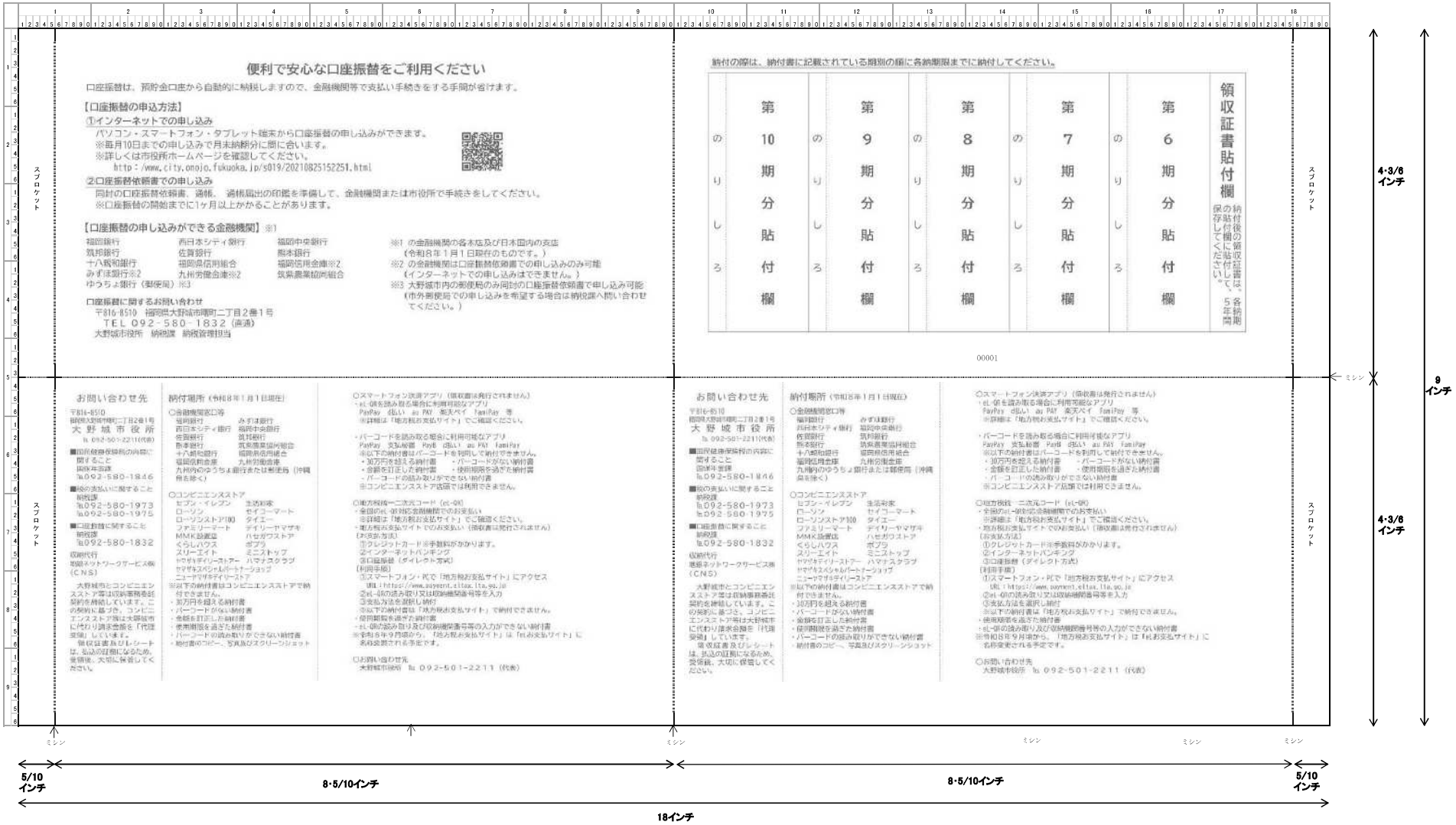

国民健康保険税　納税通知書　（一般用）【裏面】　3/4

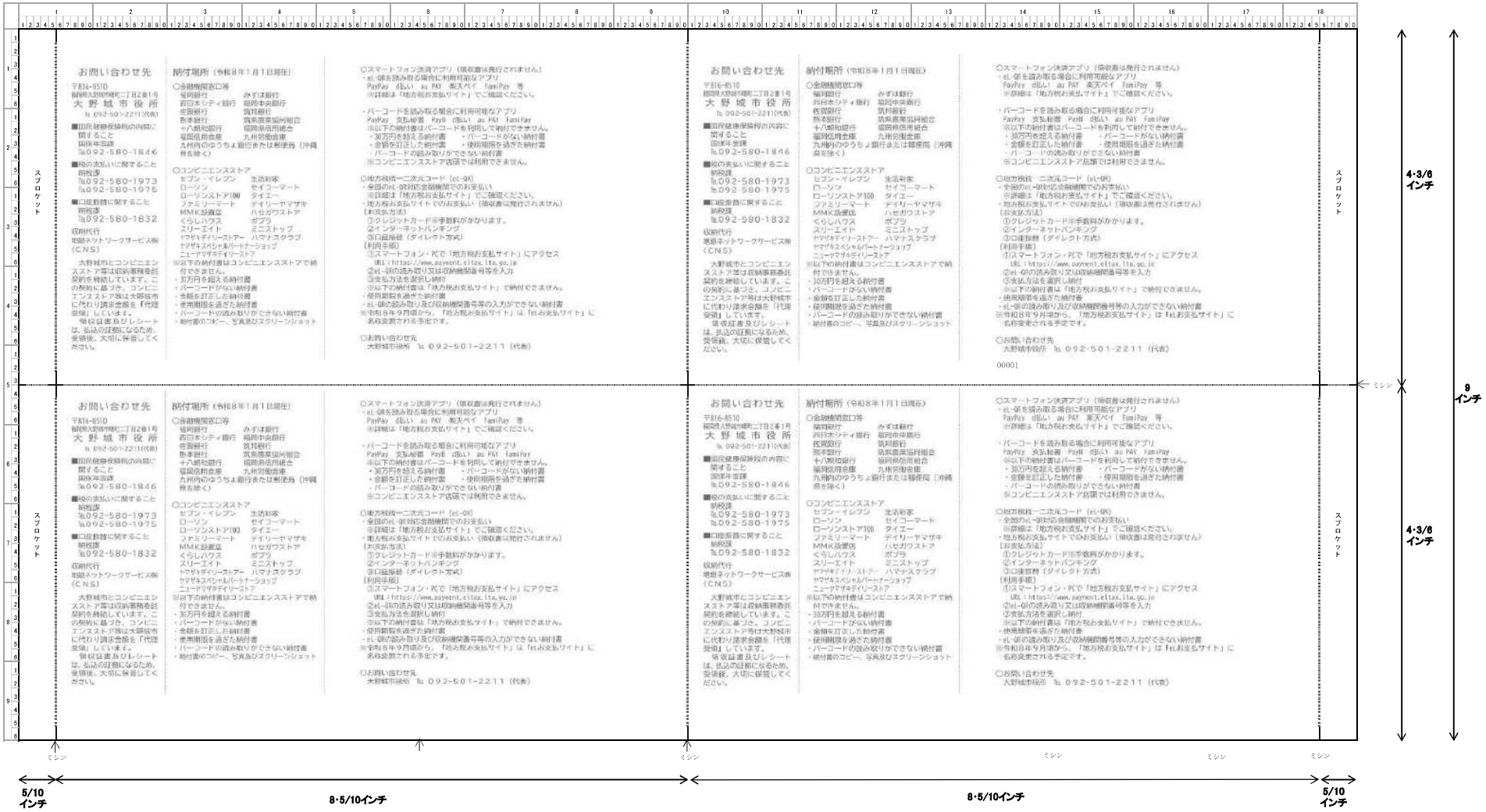

国民健康保険税　納税通知書　（一般用）【裏面】　4/4

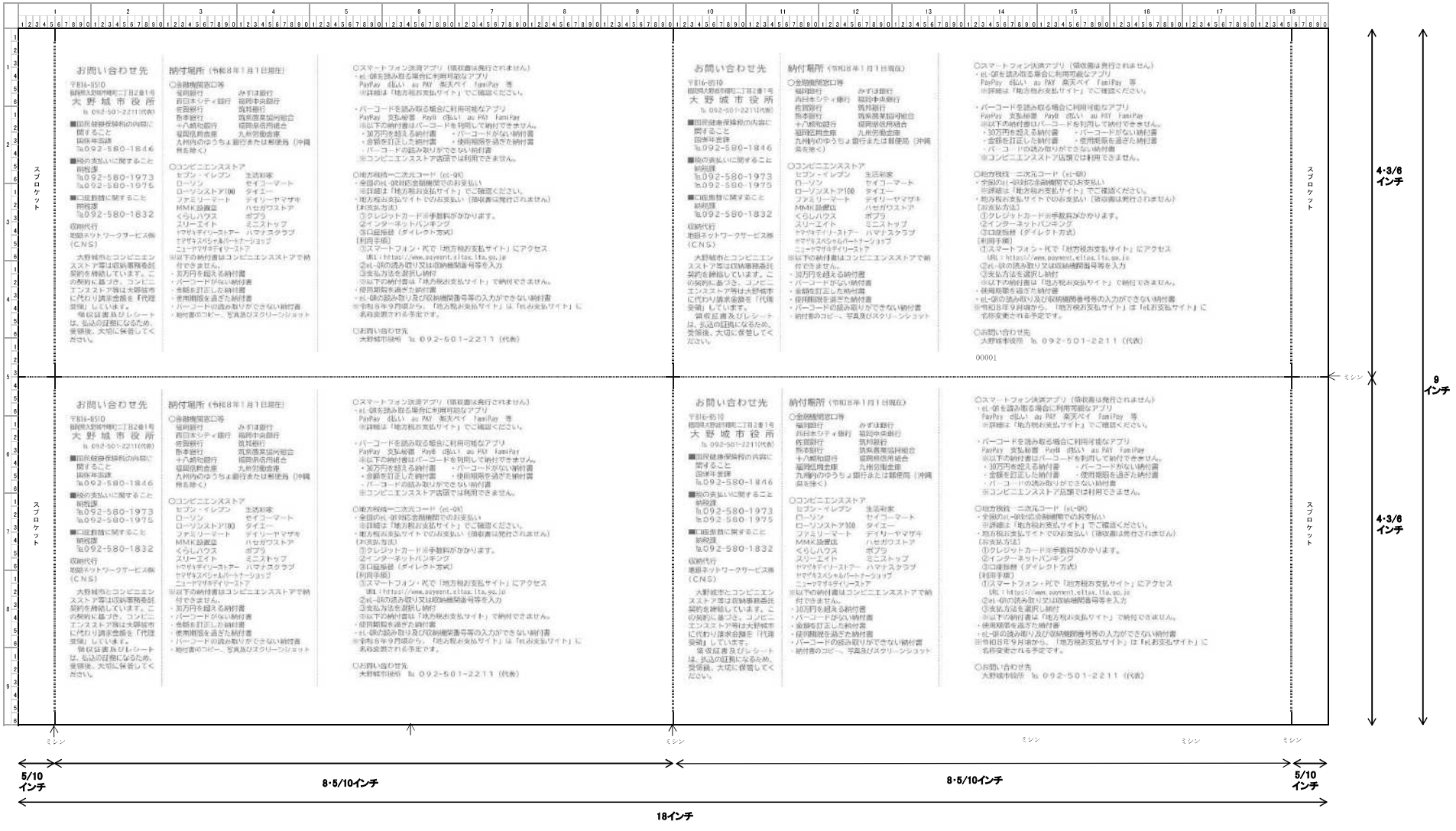

国民健康保険税　納税通知書　（口座・特別徴収）【表面】　1/2

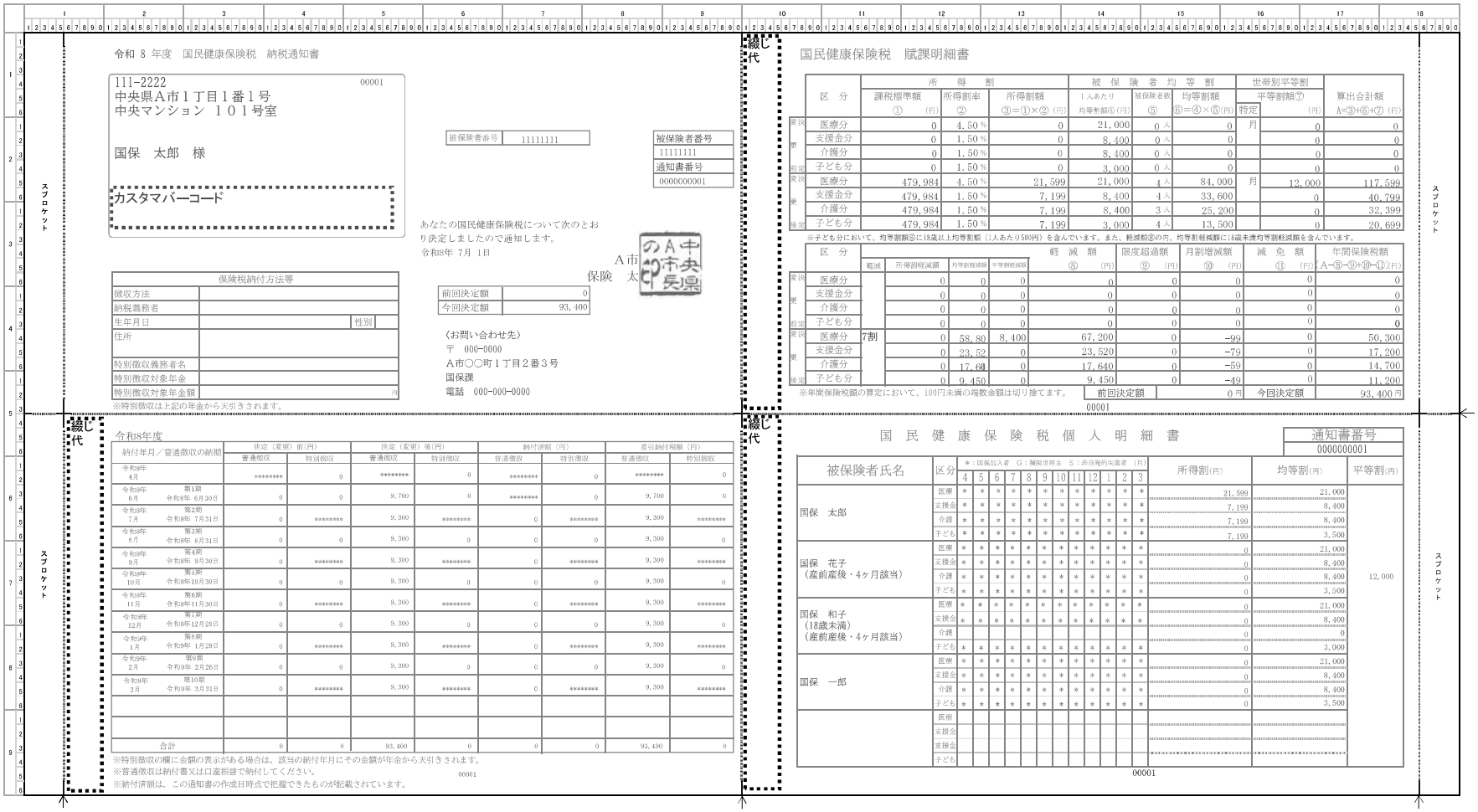

令和 8 年度　国民健康保険税　納税通知書

111-2222　00001
中央県Ａ市１丁目１番１号
中央マンション　１０１号室

国保　太郎　様

カスタマバーコード

被保険者番号	11111111

被保険者番号
11111111
通知書番号
0000000001

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定しましたので通知します。
令和8年 7月 1日

Ａ市
保険　太郎

保険税納付方法等			
徴収方法			
納税義務者			
生年月日		性別	
住所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額	円		

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

前回決定額	0
今回決定額	93,400

〈お問い合わせ先〉
〒　000-0000
Ａ市○○町１丁目２番３号
国保課
電話　000-000-0000

綴じ代

令和8年度

納付年月／普通徴収の納期		決定（変更）前(円) 普通徴収	決定（変更）前(円) 特別徴収	決定（変更）後(円) 普通徴収	決定（変更）後(円) 特別徴収	納付済額（円） 普通徴収	納付済額（円） 特別徴収	差引納付税額（円） 普通徴収	差引納付税額（円） 特別徴収
令和8年 4月		********	0	********	0	********	0	********	0
令和8年 6月	第1期 令和8年 6月30日	0	0	9,700	0	********	0	9,700	0
令和8年 7月	第2期 令和8年 7月31日	0	********	9,300	********	0	********	9,300	********
令和8年 8月	第3期 令和8年 8月31日	0	0	9,300	0	0	0	9,300	0
令和8年 9月	第4期 令和8年 9月30日	0	********	9,300	********	0	********	9,300	********
令和8年 10月	第5期 令和8年10月30日	0	0	9,300	0	0	0	9,300	0
令和8年 11月	第6期 令和8年11月30日	0	********	9,300	********	0	********	9,300	********
令和8年 12月	第7期 令和8年12月28日	0	0	9,300	0	0	0	9,300	0
令和9年 1月	第8期 令和9年 1月29日	0	********	9,300	********	0	********	9,300	********
令和9年 2月	第9期 令和9年 2月26日	0	0	9,300	0	0	0	9,300	0
令和9年 3月	第10期 令和9年 3月31日	0	********	9,300	********	0	********	9,300	********
合計		0	0	93,400	0	0	0	93,400	0

※特別徴収の欄に金額の表示がある場合は、該当の納付年月にその金額が年金から天引きされます。
※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。　00001
※納付済額は、この通知書の作成日時点で把握できたものが記載されています。

綴じ代

国民健康保険税　賦課明細書

区分		所得割 課税標準額 ①（円）	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②（円）	被保険者均等割 1人あたり均等割額④（円）	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤（円）	世帯別平等割 平等割額⑦ 特定	平等割額⑦（円）	算出合計額 A=③+⑥+⑦（円）
変決	医療分	0	4.50％	0	21,000	0人	0	月	0	0
変決	支援金分	0	1.50％	0	8,400	0人	0		0	0
変決	介護分	0	1.50％	0	8,400	0人	0		0	0
変決	子ども分	0	1.50％	0	3,000	0人	0		0	0
変決	医療分	479,984	4.50％	21,599	21,000	4人	84,000	月	12,000	117,599
変決	支援金分	479,984	1.50％	7,199	8,400	4人	33,600		0	40,799
変決	介護分	479,984	1.50％	7,199	8,400	3人	25,200		0	32,399
変決	子ども分	479,984	1.50％	7,199	3,000	4人	13,500		0	20,699

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり500円）を含んでいます。また、軽減額⑧の内、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

区分		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額	軽減額 ⑧（円）	限度超過額 ⑨（円）	月割増減額 ⑩（円）	減免額 ⑪（円）	年間保険税額 A−⑧−⑨+⑩−⑪（円）
変決	医療分		0	0	0	0	0	0	0	0
変決	支援金分		0	0	0	0	0	0	0	0
変決	介護分		0	0	0	0	0	0	0	0
変決	子ども分		0	0	0	0	0	0	0	0
変決	医療分	7割	0	58,80	8,400	67,200	0	−99	0	50,300
変決	支援金分		0	23,52	0	23,520	0	−79	0	17,200
変決	介護分		0	17,640	0	17,640	0	−59	0	14,700
変決	子ども分		0	9,450	0	9,450	0	−49	0	11,200

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。　前回決定額　0円　今回決定額　93,400円

00001

国民健康保険税個人明細書

通知書番号 0000000001

被保険者氏名	区分	＊：国保加入者　G：擬制世帯主　S：非自発的失業者（月） 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
国保　太郎	医療	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	21,599	21,000	12,000
	支援金	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	7,199	8,400	
	介護	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	7,199	8,400	
	子ども	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	7,199	3,500	
国保　花子（産前産後・4ヶ月該当）	医療	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	21,000	
	支援金	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	8,400	
	介護	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	8,400	
	子ども	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	3,500	
国保　和子（18歳未満）（産前産後・4ヶ月該当）	医療	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	21,000	
	支援金	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	8,400	
	介護													0	0	
	子ども	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	3,000	
国保　一郎	医療	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	21,000	
	支援金	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	8,400	
	介護	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	8,400	
	子ども	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	0	3,500	
	医療															
	支援金															
	支援金															
	子ども															

00001

スプロケット　スプロケット　スプロケット　スプロケット

ミシン　ミシン　ミシン　ミシン

4・3/6インチ　4・3/6インチ　9インチ

5/10インチ　8・5/10インチ　8・5/10インチ　5/10インチ

18インチ

※帳票レイアウトや印字レイアウトの詳細については、発注者と別途協議を行うものとする。

国民健康保険税　納税通知書　（口座・特別徴収用）【表面】　2/2



国民健康保険税　納税通知書　（口座・特別徴収用）【裏面】　1/2

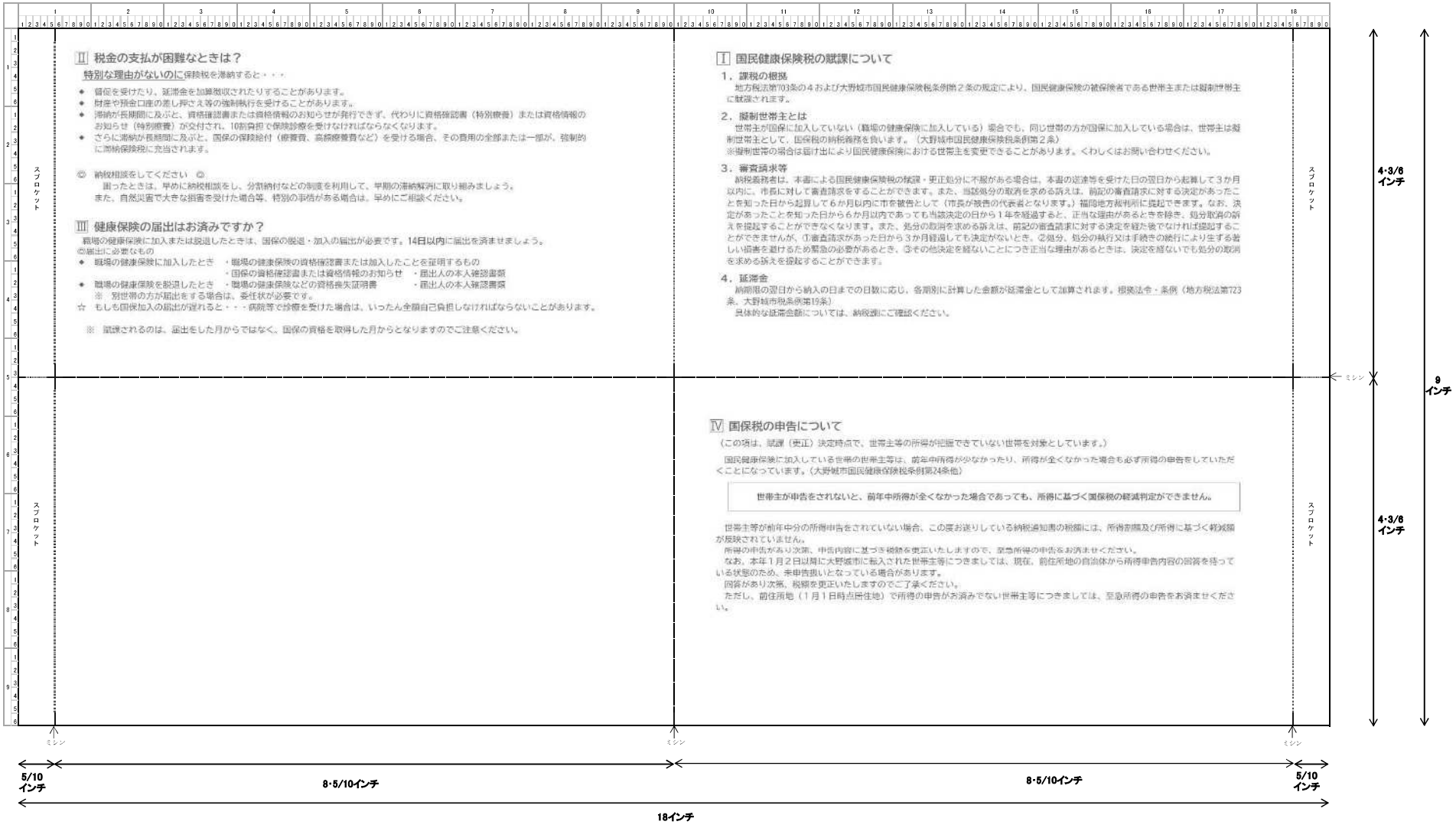

裏面２ページ目は印字なし。

連帳用納付書レイアウト

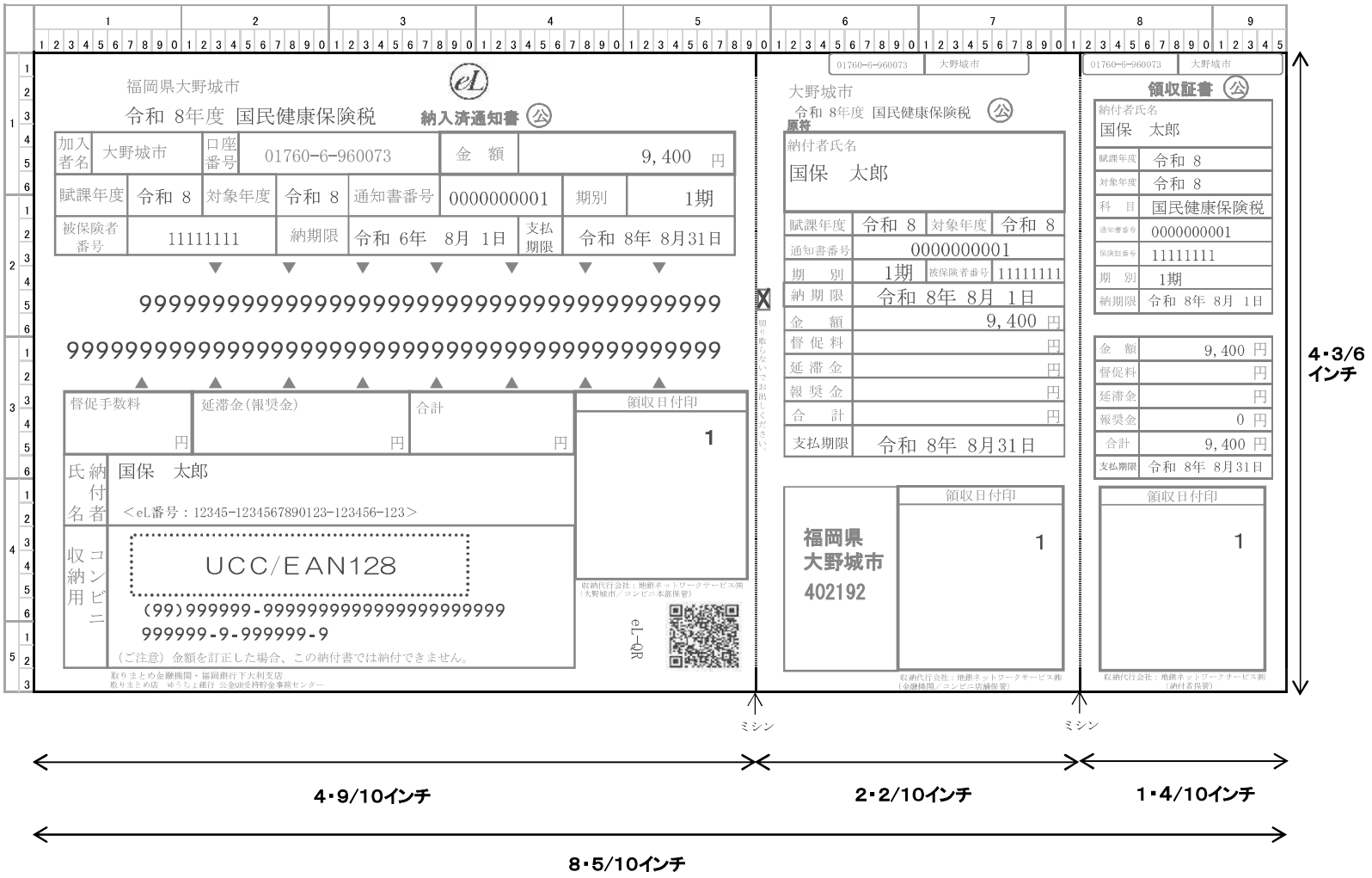

博多南郵便局
料金後納郵便

大野城市の花「ききょう」

郵便区内特別

国民健康保険税 関係書類 在中
Document about National Health Insurance Tax enclosed

大切なお知らせです　必ずご確認ください
This is an important notice. Please be sure to check it.

未来をひらく
にぎわいとやすらぎの
コミュニティ都市



大野城市役所

〒816-8510 福岡県大野城市曙町２丁目２番１号

●国保(課税)の内容については
国保年金課 国保年金担当 (直)092(580)1846

ｺｰﾙｾﾝﾀｰ092(501)2211 FAX092(573)8083

24時間いつでもどこでも！
【キャッシュレス納付】

お手元のスマートフォンやパソコンから時間や場所を問わず納付が可能です。

① スマホ決済アプリでのお支払い
② 地方税お支払サイトでのお支払い
（クレジットカード・ネットバンキング等）



地方税お支払
サイトは
こちら☞

毎月のお支払いを自動で！
安心の【口座振替】



来庁・郵送手続きなしでスピーディ！
「インターネット口座振替受付サービス」

スマートフォンやパソコンから、市役所や金融機関に出向くことなく、24時間いつでも口座振替の申し込みができます。

☆３つの大きなメリット☆
・銀行印なしで手続き可能！
・納付の手間がかからない！
・うっかり納付忘れがない！

ネット口振の
お申し込みはこちら☞

問合せ先：納税課　納税管理担当　TEL 092-580-1832